

別紙

諮問第1116号、第1117号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる開示請求1及び2（以下「本件各請求」という。）について、不存在を理由として非開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件各請求に係る審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件各請求に対し、東京都人事委員会が行った別表に掲げる不存在を理由とした非開示決定（以下「本件各決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、別表項番1及び2の「審査請求人の主張」欄に記載のとおりである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、別表項番1及び2の「実施機関の主張」欄に記載のとおりである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

審査会は、本件各審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月27日	諮問（諮問第1116号及び第1117号）
平成31年 3月27日	実施機関から理由説明書收受 （諮問第1116号及び第1117号）
令和 元年 7月17日	新規概要説明（第201回第一部会）
令和 元年 9月26日	審議（第202回第一部会）
令和 元年10月29日	審議（第203回第一部会）
令和 元年11月19日	審議（第204回第一部会）
令和 元年12月11日	審議（第205回第一部会）
令和 2年 1月30日	審議（第206回第一部会）
令和 2年 2月20日	審議（第207回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

本件各審査請求に係る諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件各請求文書について

本件各審査請求に係る開示請求は、別表項番1及び2の請求内容（以下「本件

各請求文書」という。)について開示を求めるものであるが、実施機関は本件各請求文書について、不存在を理由に非開示とする決定を行った。

ウ 本件各決定の妥当性について

審査請求人は、本件各請求文書について、実施機関が当然に作成していか
るべきものである旨主張する。

実施機関によると、本件各請求に係る事務は、実施機関の所掌するものではな
いことから、本件各請求文書は作成及び取得していないとのことである。人事委
員会の権限については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）8条1項に規定さ
れ、さらに、実施機関の権限に属する事項を処理するためその事務局の組織その
他必要な事項を定めることを目的として東京都人事委員会処務規則（昭和51年人
事委員会規則第6号）が定められ、同規則6条には実施機関事務局における各部
各課の分掌事務が明記されているが、これらのいずれの規定にも請求内容に係る
事務を実施機関の所掌とする記載はないとのことであった。

審査会がこれらの規定を改めて確認したところ、本件各請求に係る事務につい
て、実施機関の所掌事務とする趣旨の記載は見当たらず、その他本件各請求に係
る公文書の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、本件各請求に対し、不存在を理由に非開示とした決定は、いづれ
も妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑